



# 筑紫女学園大学リポジット

## Gender Inequalities in Employment and Income of Middle-aged Group in Germany

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 斐, 海善, BAE, Haesun メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/966">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/966</a>

# ドイツの中年層の就業と所得における男女格差

裴 海 善

## Gender Inequalities in Employment and Income of Middle-aged Group in Germany

Haesun BAE

### はじめに

過去十数年前に比べれば、今日のドイツ女性の自己意識と権利、可能性と潜在能力はより高くなり、また働き方も多様化している。しかし、性別役割分担意識、従来の男性と女性の差別要因が影響し、男女間の賃金格差は依然として大きい。OECD データベース（2016年）によれば、ドイツの女性の就業率は70.8%で、2005年59.6%に比べれば、11.2%ポイント上昇した。2016年のEU28か国平均61.3%、OECD 平均59.3%と比較すれば、ドイツ女性の就業率は非常に高い<sup>1</sup>。しかし、ドイツのフルタイム労働者の男女賃金格差は、2016年15.8%で、2000年19.6%に比べて改善がみられるが、OECD の2016年平均14.1%に比べて大きい<sup>2</sup>。全体労働者の時間当たり男女賃金格差をみると（2016年）、ドイツは21.5%で、EU28か国平均16.2%に比べてはるかに大きい<sup>3</sup>。

人生の中盤における職業訓練や仕事の選択、育児と家事、また介護などを決める際、男性より女性が仕事を辞める傾向があり、それによる女性の経歴中断は女性の現在の所得だけでなく、将来の女性の就業機会と所得に大きな影響を及ぼすことになる。特に、人生の中盤にさしかかった30代から50代の男女間所得格差は常に大きく、多くの女性たちは、夫やパートナーまたは政府からの移転給付に経済的に依存しており、職業資格と高い就業意欲をもっているにもかかわらず、生計をうまくたてることができない。

ドイツ連邦家族省（BMFSFJ）<sup>4</sup>は、人口代表調査により、人生の中盤にさしかかった30歳から50歳までの女性と男性を対象に、所得の男女格差に対する調査を行い、その調査結果を *Mitten im Leben-Wunsche und Lebenswirklichkeiten von Frauen zwischen 30 und 50 Jahren*（2016年）にまとめた<sup>5</sup>。本論文は調査報告書の第3章「資格と就業実態（Qualifikation und Erwerbstätigkeit）」

に注目し、ドイツの30歳～50歳男女の職業資格と就業及び所得における格差の実態を紹介するとともに、その男女格差の背後にあるドイツの教育と職業訓練の仕組み、労働市場の仕組み、所得税仕組みを確認することを試みた。

## 1. 30～50歳の職業資格と就業における男女格差

### 1) 教育と職業訓練システム

ドイツの義務教育は14歳までで、義務教育の年齢（6歳）に達した子どもは、基礎学校（Grundschule）へ入学し、10歳まで4年間の教育を受ける。中等教育（Sekundarstufe）は2段階に分かれ、前半（Stufe I）は第5学年から第9学年まで、後半（Stufe II）は第10学年から第12学年までである。基礎学校修了後10歳になると、大学進学を希望する生徒はギムナジウム（Gymnasium：5～12学年の8年課程）<sup>6</sup>または総合学校（Gesamtschule：5～12学年の8年制）に進学する。総合学校は基幹学校（5年制）と実科学校（6年制）及びギムナジウム（8年制）を統合した学校である。ギムナジウムまたは総合学校に進学すると、12学年後にアビトゥーア（Abitur）と呼ばれる高校卒業試験（大学入校資格試験）が与えられ、合格により大学入学資格を得る。

図表1 ドイツの教育制度

		14	19歳	大学・Berufsschule		専門 大学			
		13	18歳	Abitur(アビトゥーア)		BOS	↑	仕事	
中等 教育	段階 II	12	17歳	Gesamtschule (総合学校)	Gymnasium (ギムナジウム)	Berufsschule (職業学校)	↑	FOS	
		11	16歳						
	段階 I	10	15歳	HS RS	Hauptschule (基幹学校)	Realschule (実科学校)	↑	Berufs- schule (職業学校)	
		9	14歳						
		8	13歳						
		7	12歳						
基礎 教育	6	11歳	Grundschule (基礎学校)						
	5	10歳							
	4	9歳							
	3	8歳							
	2	7歳							
	1	6歳							
		学年	年齢						

出所：Hueber, *Themen 2* (2004), p.26. Hueber, *EMBI*(2008), p.50. <https://de.wikipedia.org> „Bildungssystem in Deutschland“, „Dauer der Schulzeit“を参考に筆者作成

注：1) 職業学校 (Berufsschule) では週3～4回企業にて職業訓練 (Lehre) を受ける。2) 専門上級学校 (FOS: Fachoberschule) は11～12学年で、職業上級学校 (BOS: Berufsoberschule) は13～14学年である。

一方、基礎学校の修了後、職業教育を希望する生徒は、基幹学校（Hauptschule：5～9学年までの5年制）、実科学校（Realschule：5～10学年までの6年制）のどちらかを選択する。基

幹学校を卒業すると14歳で、第9学年修了時に基幹学校修了証（Hauptschulabschluss）が取得できる。実科学校を卒業すると15歳前後になり、第10学年修了時に実科学校修了証（Mittlere Reife）が取得できる。

基幹学校と実科学校を卒業した生徒は、3年間、職業学校（Berufsschule：BS）に通う。職業学校（BS）の生徒は週1～2日間は学校へ、週3～4日は企業にて職業訓練（Lehre）を行うデュアルシステムのプロセスへ進み、職業学校修了後、仕事に就くことになる。職業学校を言いながら職業教育を受けることを Ausbildung といい、その生徒を職業訓練性（Auszubildende、略して Azubi）と呼ぶ。

ドイツの大学は総合大学（Hochschule：HS）と専門大学（Fachhochschule：FHS）に大別される。総合大学への入学にはアビトゥーア（Abitur）試験合格が必要である。ギムナジウムまたは総合学校の生徒はアビトゥーアの受験資格が与えられ、合格者は、原則的にあらゆる大学・高等教育機関への進学が許可される。一方、実科学校（RS）を卒業し、実科学校修了証（Mittlere Reife）を持つ生徒で大学への進学を希望する者は、専門上級学校（Fachoberschule：FOS、11～12学年）へ進学する。卒業後、専門大学（Fachhochschule：FHS）のみ入学できる専門大学入学資格（Fachhochschulreife）が得られる。また、基幹学校（HS）卒業者は職業学校（BS）卒業後、職業上級学校（Berufsoberschule：BOS、13～14学年）へ進学し、修了すると専門大学（Fachhochschule：FHS）へ入学できる専門大学入学資格（Fachhochschulreife）が得られる。従って、専門大学（FHS）に入学するためには、「ギムナジウム修了」、「実科学校（RS、6年間）を終え、専門上級学校（FOS、2年間）修了」、又は「基幹学校（HS、5年間）を終え、職業学校（BS、3年間）と職業上級学校（BOS、2年間）を修了」のいずれかの資格が必要である。

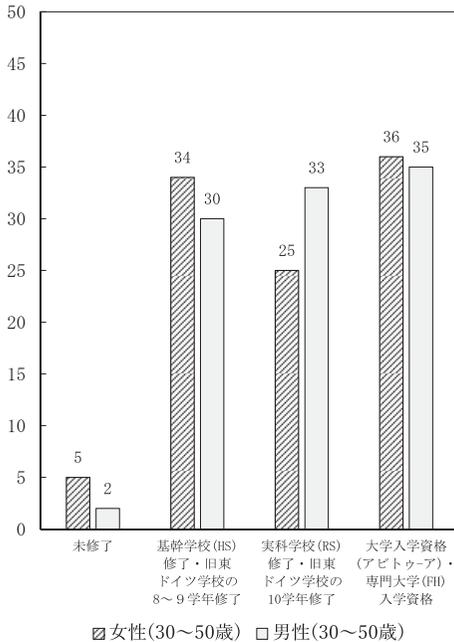
## 2) 30～50歳の学校教育と職業資格<sup>7</sup>

図表2は30～50歳の高校以下学校の卒業資格の取得状況を示している。この年齢層の女性は男性に比べて教育が実質的に欠如しているとは見られない。女性の36%、男性の35%が大学入学資格（Abitur）または専門大学入学資格（Fachhochschulreife）を取得している。実科学校（RS）または旧東ドイツの基礎学校（Polytechnische Oberschule）を10学年まで修了し中学卒業資格（Mittlerereife）を持っていた女性は25%で、男性33%に比べて少ない。逆に基幹学校修了、または旧東ドイツの基礎学校8～9学年を修了し、基幹学校修了証（Hauptschulabschluss）をもっている女性は34%で、男性30%に比べて高い。つまり、女性は9学年制の基幹学校修了証を、男性は10学年制の実科学校修了証をより多く取得している。

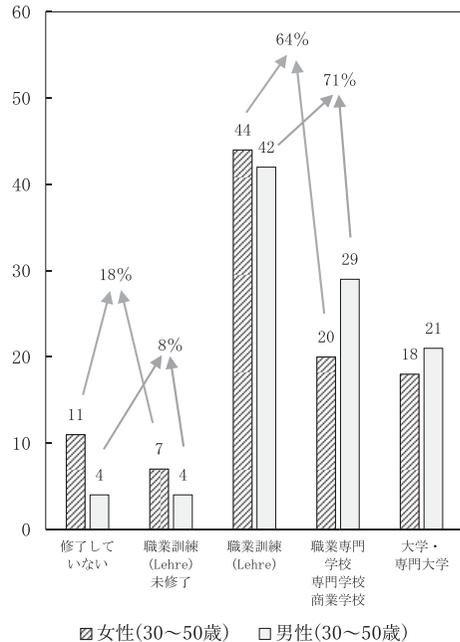
職業資格は専門的な知識や技術を習得した証である。図表3は30～50歳男女の職業資格の取得状況を示している。この年齢層で、女性が男性に比べて大学入学資格（アビトゥーア）または専門大学（FHS）入学資格をより多く取得したにも関わらず（女性36%、男性35%）、女性の18%、男性の21%が大学または専門大学を卒業している。また、職業専門学校（Berufsfachschule；職業学校（Berufsschule）と専門上級学校（Fachoberschule）の間に位置する）と専門学校（Fach-

schule : Berufsschule 修了後に進学)、商業学校 (Gewerbeschule : Fachschule の一種) を女性の20%、男性の29%が修了している。男性の71%が職業専門学校、商業学校、職業学校での職業訓練 (Lehre) を修了しているが、女性は64%にすぎない。「修了していない」または、「職業訓練の未修了」の人が、女性は18%であるが、男性は8%にすぎない。

図表 2 30~50歳男女の高校以下学校  
修了証取得状況 (単位: %)



図表 3 30~50歳男女の職業資格  
(単位: %)



出所: Delta-Basisuntersuchung „Gleichstellung 2015“

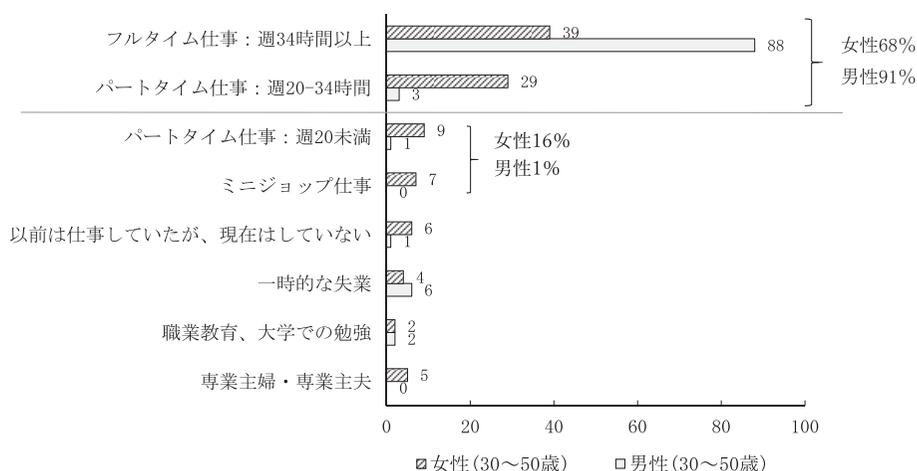
図表 2 と図表 3 から、女性は学校教育の基礎に見合った職業資格を男性と同じ割合で取得していないことがわかる。つまり、女性は学校教育と職業訓練との不一致が男性に比べて大きい。これは1965年から1985年の間に生まれ、大多数が1980年~2005年に学校教育を終えた女性たちは、職業教育機会において男性とは違った立場に置かれたことを意味する。女性解放運動 (Emanzipationsbewegung)、1970年代の教育改革、女性の地位向上 (Frauenförderung) は、女性が男性と同じく教育機会を得ることには貢献したが、多くの女性は、資格取得においてはまだ構造的に不利な立場に置かれていた。

この年齢層女性の大多数は、自分自身の生活と老後安定のため、また国家経済の熟練労働力不足に対応するために必要な高い潜在能力を男性とほぼ同じ程度に持っているにも関わらず、それを実現化する機会は男性と女性に等しくない。それは職業教育の選択、仕事の量、報酬とも関係している。

## 2. 30～50歳の就業実態<sup>9</sup>

図表4は30～50歳男女の就業実態を示している。30～50歳男性の88%はフルタイム（Vollzeit）で働いているが、女性は39%に過ぎない。この4割弱の女性たちは、職業資格をフルタイム仕事に生かし、高い所得を得ながら輝かしい経歴を作っているといえる。しかしフルタイムで働く女性の割合は男性の半分にもならない。30～50歳男性の10人の中9人がフルタイム仕事についているが、女性は10人の中4人である。

図表4 30～50歳男女の就業状況（単位：%）

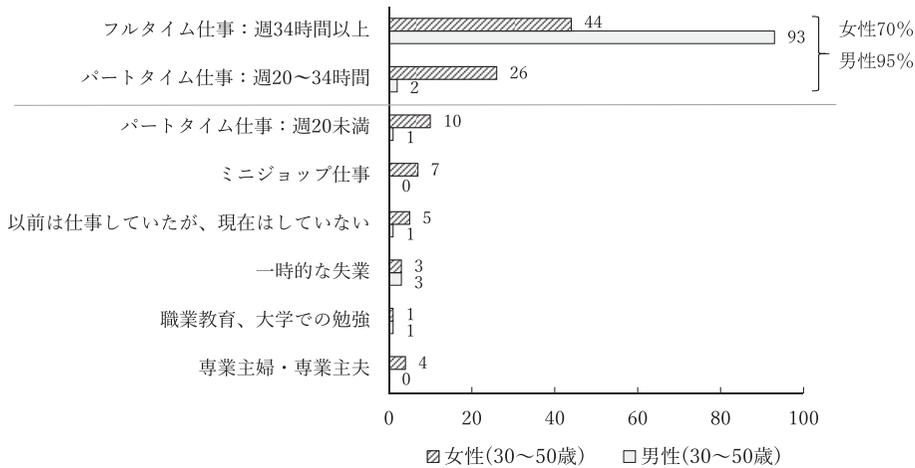


出所：Delta-Basisuntersuchung „Gleichstellung 2015“

多くの女性はパートタイム（Teilzeit）で働く。週20～34時間のパートタイム仕事に29%、週20時間未満で社会保険加入義務がある仕事に9%、7%はミニジョブ（Minijob）<sup>9</sup>で働く。すなわち、この年齢層女性の16%は週20時間未満のパートタイム労働とミニジョブで働いているが、男性は1%に過ぎない。また女性の6%は、かつて職についていたが、現在は仕事をしていない、または労働市場を離れている。男性の場合、この割合は1%に過ぎない。また女性の5%は専業主婦であると自称（Selbstauskunft Hausfrau）しているが、専業主夫はほとんどいない（0.2%）。

これは、女性が取得した職業資格は、男性と同じ程度には使われていないことを意味する。自分自身の生活と老後安定のための職業資格を男性と女性はほぼ同じ割合で所有している。しかし、その資格は男性には大いに役に立っているが、女性には一部しか役に立っていない。30～50歳女性は確かに資格をもつ熟練労働力ではあるが、女性をめぐる全体的な状況（Rahmenbedingungen）、性別役割分担意識や女性と男性に関する固定概念、伝統を重視する考え方などが影響を及ぼし、女性のただ68%（同じ年齢層男性の91%）が週20時間以上働き、それを通して機会をつかみ、自分の仕事を通して生計を立てることができる。男性と女性の間のこの23%ポイントの格差は、労働市場における構造的な不利益と部分的な排除の指標として解釈することができる。

図表 5 職業訓練を修了した30～50歳男女の就業実態（単位：％）



出所：Delta-Basisuntersuchung „Gleichstellung 2015“

図表 3 で確認したように、この年齢層男性の 8 %、女性の 18 % が職業訓練を修了していない。男性の 92 %（職業訓練 42 %、職業専門学校 29 %、大学又は専門大学 21 %）、女性の 82 %（職業訓練 44 %、職業専門学校 20 %、大学又は専門大学 18 %）は職業資格を持っている。図表 5 では、職業資格を持っている男女の就業実態を示したものである。資格を持っている男性の 93 % が週 34 時間以上のフルタイム仕事をしており、週 20～34 時間のパートタイムで働く男性まで合わせると 95 % になる。女性の場合、44 % が週 34 時間以上のフルタイムで働き、週 20～34 時間のパートタイムで働く女性まで含めると 70 % である。資格を持ちながらフルタイムで働く人の割合は、男性は女性の 2 倍以上で（男性 93 %、女性 44 %）、この男女間の格差は 49 % ポイントにもなる。週 20～34 時間のパートタイム労働を合わせると（男性 95 %、女性 70 %）、男女間の格差は 25 % ポイントになる。この調査結果は、30～50 歳女性の低いフルタイム就業率は、女性の職業資格の欠如に起因するものではなく、むしろ間接的な差別待遇と伝統的な性別役割観に起因していることを示している。

### 3. 30～50歳の所得の男女格差

#### 1) 課税等級と夫婦単位課税制度

ドイツでは年間 6 カ月以上居住すると、給与・利子・配当所得などすべての所得に対して所得税が課せられる。雇用者の場合は給与所得税（Lohnsteuer）で、毎月の税込みの給料総額（Bruttolohn）から各種税金が差し引かれ、また各種社会保険料が源泉徴収され、手元に残る手取り額（Nettolohn）が決定される。

政府が定める法定社会保険には 5 種類があり、労災保険（Unfallversicherung）の保険料は雇

い主が全額負担するが、4種社会保険の保険料は労使折半で支払う。2018年度の社会保険料率をみると、健康保険料 (Krankenversicherung) は14.6% (雇用者負担7.3%)、年金保険料 (Rentenversicherung) は18.6% (雇用者負担9.3%)、介護保険料 (Pflegeversicherung) は2.55% (雇用者負担1.275%)、失業保険料 (Arbeitslosenversicherung) は3% (雇用者負担1.5%) である。雇用者が負担する四つの保険料を合わせると19.375%で、給料の約20%が毎月給料から天引きされる<sup>10</sup>。

雇用者の給料から天引きされる税金としては、所得税 (Einkommensteuer)、教会税 (Kirchensteuer)、連帯付加税 (Solidaritatzuschlag) がある<sup>11</sup>。所得税は比例累進課税で15~42%、限界税率 (高所得者に適用される税) は45%である<sup>12</sup>。ドイツの所得税は6等級に分かれ (Steuerklasse)、課税対象額は単身か夫婦世帯かによって異なる。等級Iは独身又は子どもがいない一人暮らしの者 (別居中の既婚者、離婚者、未亡人など)、等級IIは独身または児童手当を受けている子どもを持つ一人暮らしの者、等級IIIは既婚者で一人稼ぎ手 (Alleinverdiener) (片方は収入なし)、等級IVは既婚者で共働き夫婦 (Doppelverdiener)、等級Vは既婚者で但し、片方は付加収入 (Nebenverdienst) の場合、等級VIは独身でも既婚者でも複数の収入がある雇用者である。夫婦は妻の年収によって、課税等級III/Vを選択するか、両者ともIV/IVをとることができる。夫婦の所得が同じではない場合、夫の税込所得が高い場合 (例、60%) 等級IIIを、少なく稼ぐ妻は (例、40%) 等級Vを選択できる。税等級に関しての正しい決定によって所得税が少なくなることができる。

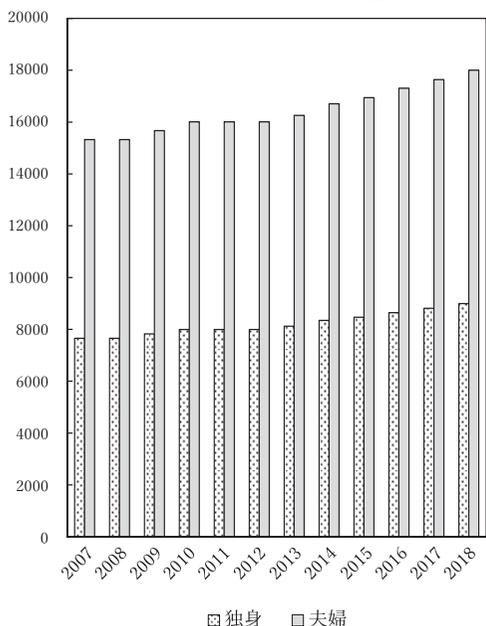
夫婦世帯は単身世帯に比べて所得税が優遇される。まず、最低課税対象年収になる基礎控除額 (Grundfreibetrag) は独身控除額と夫婦合計控除額によって異なる。2018年の課税基準によると (図表6)、基礎控除額は、独身の場合9,000ユーロ、夫婦の場合は18,000ユーロである<sup>13</sup>。またドイツでは、夫婦単位課税制度 (Ehegattensplitting)<sup>14</sup>があり、所得税の課税額が夫婦一緒に査定され、税制上では一人の納税者のように扱われる。夫婦の所得の格差に関わらず、夫と妻の所得を合算し、それを2等分してそれぞれに税率を適用して課税する方式である。これは夫婦のどちらか一方が家計を担うことを前提にした税制で、専業主婦 (夫) 世帯は共働き夫婦世帯に比べて所得税が優遇され、税負担が少ない。

図表7は、結婚していないペアと夫婦の所得税の課税額の差を示している。例えば、男性はフルタイムで働き、年収45,000ユーロを稼ぎ、女性はパートタイムで働き、年収15,000ユーロを稼ぐ。二人が夫婦でないペアの場合、二人は別々に納税申告をし、男性は10,608ユーロ、女性は1,238ユーロ、二人合計した課税額は11,846ユーロである。しかし、二人が夫婦の場合は課税額が一緒に査定されるため、二人の所得総額60,000ユーロを2等分し、それぞれ30,000ユーロに対して課税される。一人ずつの課税額は5,419ユーロで、二人課税額の合計は10,838ユーロになる。つまり、夫婦単位課税制度により、夫婦世帯は結婚していないペアに比べて所得税を1,008ユーロ節約できる。

一方、夫だけでなく妻もフルタイムの職に就いている場合、夫婦所得にかなり高い割合の税が

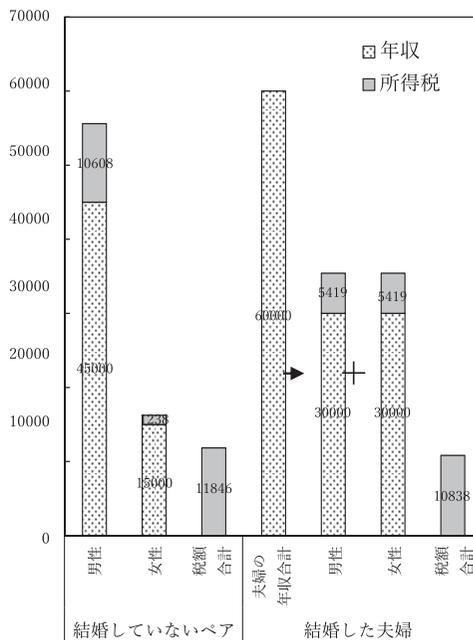
課せられる。例えば、男性の年収が35,000ユーロ、女性の年収が25,000ユーロの場合、二人が別々に納税申告をする場合、税額はそれぞれ6,960ユーロと3,900ユーロであり、夫婦単位課税制度を適用してもただ100ユーロが節約できる<sup>15</sup>。

図表6 独身と夫婦の基礎控除額の推移  
(単位：ユーロ)



出所：https://www.steuertipps.de を参考に筆者作成

図表7 夫婦単位課税制度 (単位：ユーロ)



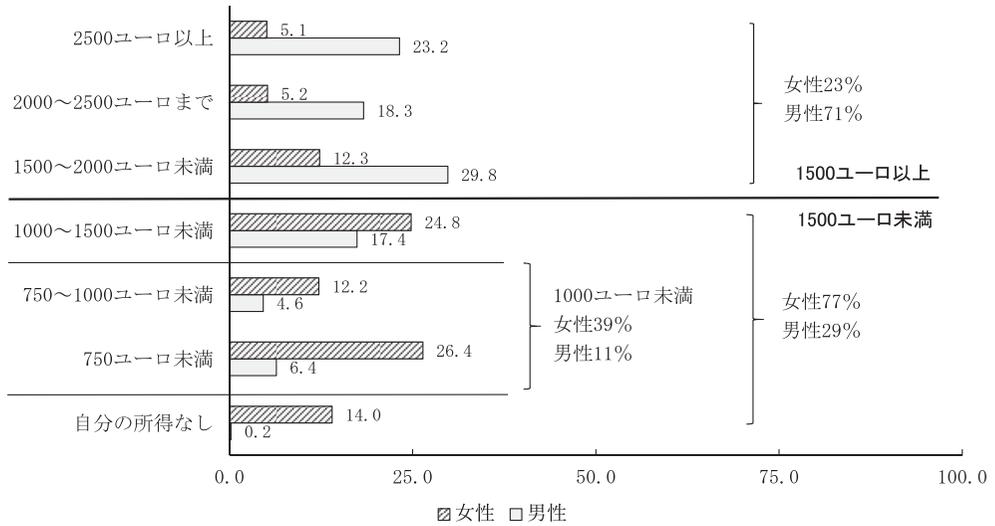
出所：https://www.vlh.de を参考に筆者作成

## 2) 30~50歳の純所得実態<sup>16</sup>

仕事量 (Erwerbsumfang) は実質的な所得のための必要条件であるが、それだけでは十分な指標ではない。逆に、仕事量が増えても、女性は男性のように所得を稼ぐことが構造的にできない。女性のかなりの割合は、仕事量が多いにも関わらず貧困ラインをギリギリ超える所得しか得ていない。

図表8は30~50歳男女の自分自身の純所得 (Nettoeinkommen) を示したものである。30~50歳女性の39%が1,000ユーロ未満の純所得を得ている。女性の14%は長期的であろう一時的であろう自分の所得が全くない。人生の半ばにさしかかった多くの女性たちは、現在の自分自身の生活保障、リスクに備えての準備、老後安定に対して完全に不能な状況に置かれている。少ない所得を持つ女性たちは、自分の予算をどのように配分し、緊急時にどのように優先順位をおくかを自ら決めないといけない。全体女性の77%が自分自身の純所得が1,500ユーロ未満である。女性に比べて、同じ年齢層の男性の経済的状況はまったく異なる。男性の11%のみが純所得1000ユーロ未満で、29%が1,500ユーロ未満である。女性とは反対に、男性の71%が1,500ユーロ以上の所得を得ている。男性の23%、女性のわずか5%が2,500ユーロ以上の純所得を得ている。

図表 8 30～50歳層の自分自身の純所得（単位：％）



出所：Delta-Basisuntersuchung „Gleichstellung 2015“

図表 9 30～50歳男女の配偶関係

家族構成	(単位：％)
独身	21.0
既婚	61.1
生活パートナーシップ(同性の登録された生活パートナーシップ)	1.5
結婚、しかし別居状態	1.1
離婚	14.7
生活パートナーシップ、しかし別居状態	0.1
未(妻)を失う	0.6
合計	100%

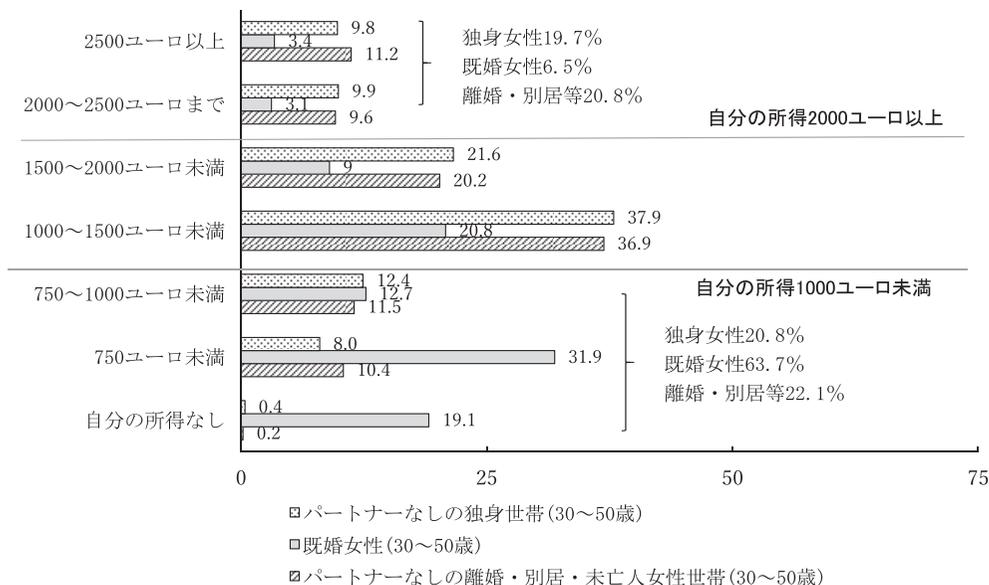
出所：BMFSFJ, *Mitten im Leben*, 2016 März, p.20

注：ドイツでは2001年に同性婚に相当する登録された生活パートナーシップ法 (Gesetz über die Eingetragene Lebenspartnerschaft (Lebenspartnerschaftsgesetz-LPartG) が成立した。この同性の結婚パートナー (Verpartnert) には、結婚という言葉を使わずに生活パートナーシップ (Lebenspartnerschaft) という。

ところが、ドイツの所得税は、所得等級が独身であるか結婚しているかによって異なるため、純所得を比較する際には気を付ける必要がある。図表9で示したように、30～50歳の年齢層では、女性の21%が独身、61.1%が結婚、14.7%が離婚している。家族構成によって、課税等級 (Steuerklasse)、税額の査定 (Veranlagung) と控除額 (Freibeträge) が異なるため、「自分自身の純所得」を直接比較することはできない。また、本調査対象の男性と女性のインタビューでは、単独または夫婦で行われた決定には税込みの総所得 (Brutto-einkommen) ではなく現在の純所得 (Nettoeinkommen)、つまり月末時点で振り込まれた純所得 (給料計算の最終額) である。

結婚した人は、通常は夫婦の税額は一緒に査定されるが、その際、夫の総所得が高い場合、課税等級Ⅲで、すべての控除が使われる。従って課税等級Ⅴの妻の純所得は夫よりも大幅に少なくなる。つまり、もともとあった税込み所得の格差よりも純所得格差はなお大きい。妻は、純所得が少ないため、例えば、育児や家族の介護の責任を決める際に、収入が少ない女性が仕事量を減らす傾向があり、これは女性のこれから先の報酬展開においてさらに不利な効果をもたらし、それは夫婦間の所得格差をさらに大きくする。これは夫が高所得への可能性を追求し、妻は夫のもとで身の安全を確保し、現在の可能性の枠内で付加収入を稼ぐことになる。

図表10 30～50歳女性の配偶関係と自分自身の純所得（単位：%）



出所：Delta-Basisuntersuchung „Gleichstellung 2015“

図表10は、30～50歳女性の家族構成関係による「自分自身の純所得」を示したものである。この年齢層の既婚女性のうち、19.1%は自分の所得がなく、31.9%が自分の純所得が750ユーロ未満で、合わせて既婚女性の63.7%が1,000ユーロ未満である。結婚した夫婦に対する租税上の政府の特別な保護（夫婦単位課税制度）は、多くの女性の依存関係を促しており、主稼ぎ手である夫が仕事不能になった場合または失業した場合、あるいは結婚生活が失敗した場合、女性の生計を脅かすことになる。既婚女性のわずか6.5%のみが2,000ユーロ以上の純所得を得ている。

すべての結婚した世帯には夫婦単位課税制度が適用される。この制度は通常は夫婦の純所得を優先的に利用して結婚または家族の経済的負担を軽減するのが目的である。しかし、これは、女性は男性と同等の資格や仕事にも関わらず、パートナーまたは夫より明らかに少なく税金を支払うとの印象を与え、夫の家計所得への貢献が過大評価されることにつながる。このような所得の歪みは、夫婦の所得稼ぎ、育児と家事、家族の介護などを決定する際の基準となり、女性の経歴中断の要因になる。

この年齢層の女性の15%弱が離婚しているか別々に生計を立てている。別居、離婚、未亡人は

税制上では同じく独身とみなされる。この女性たちは、再び結婚しない限り、給与所得税等級 I が適用される。離婚した女性の場合、22.1%は自分の純所得が1,000ユーロ未満であり、59%は1,500ユーロ未満である。彼女らは、かつての結婚生活中、伝統的な性別役割分担モデルに促され、仕事をしていない、またはほんのわずかの仕事しかしていなかったため、離婚後(新しいパートナーを持たない)は、自分の就業収入により生活水準を支え、また自分の生活のためのお金を自分で賄わなければならない。この女性たちは離婚後、老後に備えて生活水準を著しく引き下げるか、または主稼ぎ手との新しい経済的依存関係になるかとの選択に直面する。離婚した女性の20.8%は自分の就業を通じて2,000ユーロ以上の純所得を稼いでいるが、これら女性の多くは、離婚前の結婚期間中、すでに就業していた。

## 終わりに

本論文では、ドイツ連邦家族省 (BMFSFJ) が2016年3月発表した報告書の第3章「資格と就業実態 (Qualifikation und Erwerbstätigkeit)」に注目し、ドイツの30~50歳の職業資格、就業及び所得における男女格差の実態を紹介しながら、その背後にあるドイツの教育と職業訓練仕組み、所得税の仕組み等を確認することを試みた。

30~50歳の女性は男性に比べて、学校教育における実質的な格差は見られないが、資格取得においてはまだ構造的に不利な立場に置かれている。また、女性は仕事に必要な資格を男性とほぼ同じく持っても、その資格を生かすチャンスは男性と等しくない。30~50歳女性の82%が職業資格をもっているにも関わらず、フルタイムで就業している女性は10人中4人に過ぎず、男性の10人中9人に比べると、半分にもならない。また、専業主婦(夫)世帯が共働き夫婦世帯に比べて所得税が優遇される「夫婦単位課税制度」は、家族の経済的負担を軽減するのが目的であるが、女性の経歴中断の要因にもなり、男女所得格差を促している。

多くの女性にとって結婚は確実なインセンティブ構造になっているため、女性たちの将来への夫への依存関係を促している。また、女性は男性に比べて所得が少ないため、だれが育児や介護をするかを決める際、女性が仕事を辞めることになる。しかし、夫が仕事不能や失業の場合、又は離婚した場合、女性の生活が脅かされることになる。家事や育児などにより結婚期間中に経歴が中断した女性が再就職する場合、または離婚により経済的に自立しないと行けなくなった場合、フルタイムではなくミニジョブなどのパートタイムを選択することが多く、これは男女賃金格差の原因につながる。

本論文では、ドイツの中年層の就業及び所得における男女格差の実態と原因を確認した。しかし、所得の男女格差解消はドイツだけでなく、OECD 諸国でも共通の課題である。2017年の OECD 報告書「The Pursuit of Gender Equality : An Uphill Battle」は、OECD 諸国の学校教育における男女格差はほとんどないが、有償労働への男女格差は年齢と共に大きくなり、母親であるところは男女賃金格差と女性の経歴にマイナス影響を及ぼしていることを指摘している。

## 注

- <sup>1</sup> 女性の就業率は15～64歳人口に対する就業者が占める割合である。2016年、OECD 主要国の女性の就業率は、スウェーデン74.8%、オランダ70.1%、フランス60.9%、日本66.1%、韓国56.1%順である (OECD Database (<http://stats.oecd.org>), “Labor Force Statistics”, March 2018)。
- <sup>2</sup> OECD 諸国の中で2015年の男女賃金格差は、韓国が37.2%で1位、日本が25.7%で2位、ドイツは15.8%で13位である (<http://stats.oecd.org>, “Gender wage gap”, March 2018)。
- <sup>3</sup> EuroStat Database (<http://ec.europa.eu>), “Gender pay gap in unadjusted form”, May 2018。
- <sup>4</sup> ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省 (BMFSFJ: Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend)
- <sup>5</sup> 調査期間は2015年1月9日～2015年3月23日までで、18歳以上男性と女性の標本抽出3011の事例から個人調査を行った。調査内容は DELTA 社会生態学研究研究所 (DELTA-Institut für Sozial-und Ökologieforschung GmbH)がまとめ、連邦家族省が *Mitten im Leben—Wünsche und Lebenswirklichkeiten von Frauen zwischen 30 und 50 Jahren—*を題として2016年3月発表した。
- <sup>6</sup> ギムナジウムは13学年までであったが、2012年から2015年にかけて、ほとんどの州で12学年制へと変更された。
- <sup>7</sup> 本節は、BMFSFJ, *Mitten im Leben* (März 2016) の16～17頁の内容を引用しており、用語の翻訳を独自でおこなった。図表2～3は用語の翻訳をし、筆者が作り直した。
- <sup>8</sup> 本節は、BMFSFJ, *Mitten im Leben* (März 2016) の17～19頁の内容を引用しており、用語の翻訳を独自でおこなった。図表4～5は用語の翻訳をし、筆者が作り直した。
- <sup>9</sup> 所得税がかからない働き方として、ミニジョブ (Minijob)、ミディ・ジョブ (Midijob) がある。ゲアハルト・シュレーダー首相 (1998年～2005年在任、社会民主党政権: SPD) は、2003年から2004年にかけて、労働政策を見直し、派遣労働と期間労働の解禁とともに、ミニジョブ制度を導入した。ミニジョブ労働者は月収が450ユーロ (約6万円)、1年で5,400ユーロ (約72万円) までは所得税と社会保険料が免除される。ミニジョブ労働者の雇い主は、ミニジョブ労働者に支払う給与の30%を社会保険料 (年金保険、健康保険、所得税2%) としてミニジョブセンター (minijob-zentrale) に納めなければならない。しかし、年金保険料はミニジョブ労働者も一部負担する。フルタイムで働く労働者の場合、社会保険加入義務がある本業に従事しながら、副業としてミニジョブ1件は非課税になる。2015年1月1日に導入された最低賃金は (2017年からの時給は8.84ユーロ) は、ミニジョブ労働者にも適用される。一方、ミディ・ジョブ (Midijob) は、労働者の月額報酬が450ユーロ以上から850ユーロまでで、3か月以上、または70日以上働く場合である。ミディジョブ労働者は4種社会保険加入義務があり、労働者も雇い主も社会保険料を払わないといけない (<https://www.minijob-zentrale.de>)。
- <sup>10</sup> ドイツでは、健康保険は基本的な治療は100%保険でカバーする。介護保険は1995年1月1日より導入された (<https://www.lohn-info.de>, „sozialversicherungsbeitraege 2018“)。
- <sup>11</sup> 教会税 (Kirchensteuer) は、カトリック教会 (katholisch) 又はプロテスタント教会 (evangelisch)

に所属されている場合に課される。連帯付加税 (Solidalitätszuschlag) は、東西ドイツ統一にあたり旧東独支援を目的として創設され、法人同様に個人の所得に対しても課される。税率は所得税額の5.5%である。

- <sup>12</sup> 日本の場合、所得税の税率は5%~45%、住民税の税率は10%で、所得課税の最高税率は55%になるので、ドイツの所得税は日本に比べて低い。控除制度や補助制度を考慮に入れた上での年収に応じた実際の税率である実効税率は(夫婦2人(専業主婦)の給与所得者の場合)、年収4,000万円までは日本がドイツより低い (<https://www.mof.go.jp>、財務省 HP「個人所得課税」)。
- <sup>13</sup> 基礎控除額の他に、年金控除額、児童控除、シングルマザー(ファーマザー)負担軽減額、教育訓練控除、高齢者負担軽減額、トレーナー控除、無給の名誉職、相続税、営業税に対する控除がある (<https://www.brutto-netto-rechner24.de>、„steuerfreibeträge“)。子どもがいる親は、児童手当(Kindergeld)又は児童控除(Kinderfreibetrag)を選択することができる。2018年の児童控除額は7,428ユーロである。児童手当は非課税で、子どもが18歳(学生は25歳まで)になるまで保護者に支給される。2018年の場合、1カ月当たりの支給額は、第1~2子が1人につき194ユーロ、第3子は200ユーロ、第4子以降は225ユーロである。年収が54,000ユーロ以上の高所得者には児童手当よりも児童控除が有利である (<https://www.steuertipps.de>、„grundfreibetrag“)。
- <sup>14</sup> „Gesetz zur Änderung steuerlicher Vorschriften auf dem Gebiet der Steuern vom Einkommen und Ertrag und des Verfahrensrechts“により1958年7月導入された (<https://www.vlh.de>、„Was ist das Ehegatten-Splitting?“)。
- <sup>15</sup> <https://www.nettolohn.de>、„steuerklassen“。
- <sup>16</sup> 本節は、BMFSFJ, *Mitten im Leben* (März 2016)、19~22頁を引用しており、用語の翻訳を独自でおこなった。図表8~10は用語の翻訳をし、筆者が作り直した。

## 〈参考文献〉

<ドイツ語>

BMFSFJ, *Mitten im Leben-Wünsche und Lebenswirklichkeiten von Frauen zwischen 30 und 50 Jahren*-März 2016.

DELTA-Institut für Sozial-und Ökologieforschung GmbH, Delta-Basisuntersuchung „Gleichstellung 2015“ Hueber, *Themen 2*, 2004, p.26

Hueber, *EMBI*, 2008, p.50

<https://de.wikipedia.org> „Bildungssystem in Deutschland“, „Dauer der Schulzeit“

<https://www.minijob-zentrale.de> „Minijob“, „Midijob“

<https://www.lohn-info.de> „sozialversicherungsbeitraege 2018“

<https://www.brutto-netto-rechner24.de> „steuerfreibeträge“

<https://www.steuertipps.de> „grundfreibetrag“

<https://www.vlh.de> „Was ist das Ehegatten-Splitting?“

<https://www.nettolohn.de, „steuerklassen“>

<英語>

EuroStat Database (<http://ec.europa.eu>), “Gender Pay Gap in Unadjusted Form”, May 2018

OECD *The Pursuit of Gender Equality: An Uphill Battle*, October 04, 2017

OECD Database (<http://stats.oecd.org>), “Labor Force Statistics”, “Gender Wage Gap”, March 2018

<日本語>

<https://www.mof.go.jp>、財務省 HP 「個人所得課税」

謝辞：本研究は、平成29年度筑紫女学園大学在外研修助成費の助成を受けたものである。

(ベ・ヘション：アジア文化学科 教授)

# ドイツの中年層の就業と所得における男女格差

裴 海 善

## Gender Inequalities in Employment and Income of Middle-aged Group in Germany

Haesun BAE

筑紫女学園大学  
人間文化研究所年報  
第29号  
2018年

ANNUAL REPORT  
of  
THE HUMANITIES RESEARCH INSTITUTE  
Chikushi Jogakuen University  
No. 29  
2018